

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-4
障がい者の自立支援

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 障がい福祉課長 半場 祐子 電話番号 0852-22-6256

| | | |
|---------|---|--------------------------|
| 事務事業の名称 | 障がい者手当等給付事業 | |
| 目的 | (1) 対象 | 障がい者、障がいのある児童を監護・養育する者 |
| | (2) 意図 | 手当を給付することにより経済的負担の軽減を図る。 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき県が行う法定受託事務として、在宅の重度障がい者や障がいのある児童を監護・養育する者の経済的負担の軽減を図るため、これらの者に手当を支給する。 特別児童扶養手当（県が認定、手当支給対象：障がいのある児童を監護・養育する者） 特別障害者手当（市町村が認定、手当支給対象：著しく重度の障がいがあり、常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者） 障害児福祉手当（市町村が認定、手当支給対象：重度の障がいがあり、常時介護を要する在宅の20歳未満の者） ・障がい者及び家族の将来的不安を軽減するため、加入している障がい者や保護者に年金等を支給する。 | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 | |
|----------|------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 1 | 指標名 | 特別児童扶養手当の申請件数 | 目標値 | | 210.0 | 210.0 | 210.0 | 210.0 | 件 |
| | 式・定義 | 特別児童扶養手当の申請件数 | 取組目標値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | 221.0 | 258.0 | 235.0 | | | |
| 2 | 指標名 | | 目標値 | | | | | | % |
| | 式・定義 | | 取組目標値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | | |
| | | | 達成率 | - | 122.9 | 112.0 | - | - | |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 |
|--------------|---------|---------|
| 事業費 (b) (千円) | 188,673 | 198,167 |
| うち一般財源 (千円) | 36,863 | 40,076 |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ①順調に進んでおり課題がないため検討していない |
|---------------------|-------------------------|

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

・特別児童扶養手当については、平成27・28・29年度の特別児童扶養手当の新規申請受理件数は、それぞれ221件・258件・235件と推移している。それに伴い手当受給者総数は、平成27年度の1,697人から、平成29年度は1,773人へと増加している。

・心身障害者扶養共済については、加入者数が平成27年度の244人から、平成28年の231人、平成29年の217人へと減少傾向が続いている。

・特別障害者手当、障害児福祉手当については、市町村で障がい程度の認定に関し疑義を生ずる場合は、県に必要な応じ照会することとなっている。県は照会を受け、嘱託医又は委託医療機関に判定を依頼する。平成27・28・29年度の件数は、それぞれ6件（嘱託医6件・委託0件）・4件（嘱託医4件・委託0件）・2件（嘱託医1件・委託1件）であった。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

・特別児童扶養手当については、申請窓口となる市町村との連携に努め、申請に基づき、受給資格の有無について、適切に判定業務を行い、支給が遅れが生じないよう事務を行った。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

特になし

②困っている状況が発生している「原因」

特になし

③原因を解消するための「課題」

特になし

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・特別児童扶養手当については、引き続き正確性及び迅速性を重視し、適正に判定業務を行うとともに、申請窓口となる市町村とは、研修を実施するなど連携を図る。

・心身障害者扶養共済については、共済制度の安定化に向け、加入者の増加を図るべく、効果的な広報などに努めていく。

・特別障害者手当、障害児福祉手当については、引き続き市町村からの障がい程度の認定についての照会に対応する。